

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令 新旧対照表

○短期大学設置基準の一部改正

改正後	改正前
<p>目次 〔略〕</p> <p>第九章 事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）</p> <p>第十章 専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十）</p> <p>（一）</p> <p>第十一章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第十二章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第十三章 雑則（第五十条―第五十二条）</p> <p>〔略〕</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 短期大学（専門職短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第五章 卒業の要件等</p> <p>（他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等）</p> <p>第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該</p>	<p>目次 〔略〕</p> <p>第九章 事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第十二章 雑則（第五十条―第五十二条）</p> <p>〔略〕</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 短期大学は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第五章 卒業の要件等</p> <p>（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）</p> <p>第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における</p>

短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。）又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第十五条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 「略」

3 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力（当該短期大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学にお

授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第十五条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 「略」

「項を加える。」

ける授業科目（職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。）の履修とみなし、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位を、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位）を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位）を超えないものとする。

（卒業の要件）

第十八条 「略」

2 「略」

3 前二項又は第三十五条の十第一項若しくは第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十一条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（次条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えないものとする。

第七章 教員の資格

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位）を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位）を超えないものとする。

（卒業の要件）

第十八条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十一条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えないものとする。

第七章 教員の資格

(教授の資格)

第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一〜四 [略]

五 大学(短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

六・七 [略]

(助手の資格)

第二十六条 [略]

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

二 [略]

第十章 専門職学科に関する特例

(専門職学科とする学科)

第三十五条の四 短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

(専門職学科に係る入学者選抜)

第三十五条の五 専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(専門職学科に係る教育課程の編成方針)

第三十五条の六 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、専門職学

(教授の資格)

第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一〜四 [略]

五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

六・七 [略]

(助手の資格)

第二十六条 [略]

一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

二 [略]

〔一章九条を加える。〕

科を設ける短期大学は、第五条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

2 専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第三十五条の七 専門職学科を設ける短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 学長又は専門職学科の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第三十五条の十第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と協力する事業者

五 当該専門職学科を設ける短期大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に

意見を述べるものとする。

- 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(専門職学科の授業科目)

第三十五条の八 専門職学科を設ける短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

(専門職学科に係る授業を行う学生数)

第三十五条の九 専門職学科を設ける短期大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第十条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(専門職学科に係る卒業の要件)

第三十五条の十 修業年限が二年の専門職学科に係る卒業要件は、第十八条第一項及び第三項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき六十二単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上が含まれること。

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができること。

2 修業年限が三年の専門職学科に係る卒業要件は、第十八条第二項及び第三項又は第十九条に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 同条第二項の規定により卒業の要件として修得すべき九十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得する短期大学（以下この項において「第十九条の短期大学」という。）にあつては六十二単位）以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位（第十九条の短期大学にあつては十単位）以上、職業専門科目に係る四十五単位（第十九条の短期大

学にあつては三十単位) 以上並びに総合科目に係る二単位以上が含まれること。

二 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合)には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る三十単位(第十九条の短期大学にあつては二十単位) 以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位(第十九条の短期大学にあつては十単位) が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合)には、三単位(第十九条の短期大学にあつては二単位) を超えない範囲で、連携実務演習等をもつてこれに代えることができること。

(実務の経験等を有する専任教員)

第三十五条の十一 専門職学科に係る第二十二条の規定による専任教員数のうち、別表第一イによる専門職学科の専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。)とする。

2 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。) 以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入す

る。)の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。

(実務実習に必要な施設)

第三十五条の十二 専門職学科を設ける短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

第十一章 共同教育課程に関する特例

(共同学科に係る卒業の要件)

第三十八条 修業年限が二年の短期大学の共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の十第一項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 [略]

4 前三項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同学科に係る施設及び設備)

第四十二条 前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかわらず、

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同学科に係る卒業の要件)

第三十八条 修業年限が二年の短期大学の共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、第十八条第一項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 [略]

4 前三項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同学科に係る施設及び設備)

第四十二条 前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条及び第三十三条の規定にかかわらず、共同学科に係る

ず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十二章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の十第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 [略]

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 [略]

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

<p>イ 「別紙1のとおり」</p> <p>備考</p> <p>一〇四 「略」</p> <p>五 専門職学科における面積については、第三十五条の十第一項第三号及び第二項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。</p> <p>六〇七</p> <p>ロ 「別紙2のとおり」</p> <p>備考 「略」</p>	<p>イ 「略」</p> <p>備考</p> <p>一〇四 「略」</p> <p>「号を加える」</p> <p>五〇六</p> <p>ロ 「略」</p> <p>備考 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

【別紙1】

イ 基準校舎面積

学科の種類	収容定員	
	五〇人までの場合 の面積（ 平方メ ートル）	一〇〇人 までの場 合の面積 （平方メ ートル）
文学関係	一、五〇〇	一、六〇〇
教育学・保育学 関係	一、九〇〇	二、〇〇〇
法学関係	一、五〇〇	一、六〇〇
経済学関係	一、五〇〇	一、六〇〇
社会学・社会福 祉学関係	一、五〇〇	一、六〇〇
理学関係	一、八五〇	二、〇〇〇
工学関係	一、九五〇	二、一〇〇
農学関係	一、八五〇	二、〇〇〇
家政関係	一、九〇〇	二、〇〇〇
美術関係	一、七五〇	一、九〇〇
音楽関係	一、五五〇	一、七〇〇
体育関係	一、五五〇	一、七〇〇
保健衛生学関係 （看護学関係を 除く。）	一、九〇〇	二、〇〇〇
保健衛生学関係 （看護学関係を 除く。）	一、七五〇	一、八五〇
	一、九五〇	二、一〇〇
	二、二〇〇	二、三〇〇
	二、四五〇	二、六〇〇
	二、八〇〇	二、八五〇
	三、一〇〇	三、一〇〇
	三、四〇〇	三、三五〇
	三、七五〇	三、六〇〇
	四、〇五〇	三、八五〇
	四、三五〇	四、一〇〇
	四、六五〇	四、三五〇

備考

- 一 この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない（ロの表において同じ。）。
- 二 同一分野に属する学科の収容定員が六〇〇人を超える場合には、五〇人を増すごとに、この表に定める六〇〇人までの場合の面積から五五〇

人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

三 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。

四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

五 専門職学科における面積については、第三十五条の十第一項第三号及び第二項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

六 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める（ロの表において同じ。）。

七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ。）。

